

郡山市都市計画審議会長期未着手都市計画道路見直し計画策定専門分科会設置運営要領  
平成27年10月16日制定

(設置)

第1条 本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、長期間未着手となっている都市計画道路の必要性を検証し、「長期未着手都市計画道路見直し計画」の策定について専門的な見地から調査及び検討を行うため、郡山市都市計画審議会条例（郡山市条例第40号。以下「審議会条例」という。）第9条の規定に基づき郡山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に長期未着手都市計画道路見直し計画策定専門分科会（以下「分科会」という。）を置く。

(組織)

第2条 分科会は、郡山市都市計画審議会の委員のうち10人以内の委員をもって組織する。

2 分科会の委員は、審議会条例第3条第1項に定める委員及び同条第2項に定める臨時委員のうちから、審議会の会長が指名する。

(分科会の会長)

第3条 分科会に分科会の会長を置き、分科会の委員の互選によって定める。

2 分科会の会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 分科会の会長に事故あるとき又は分科会の会長が欠けたときは、分科会の会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議は、審議会の会長が招集し、分科会の会長が議長となる。

2 分科会が行った調査及び検討の内容並びに前項の会議の結果は、分科会の会長が審議会に報告する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、審議会の会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から施行する。